



茨木市 次世代育成支援 行動計画(第5期)

未来を創るこども・若者が
地域とともに成長するまち

“いばらき”

～こども・若者の最善の利益をめざして～

概要版

令和7年3月
茨木市

みらいをつくることも・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

こどもを持つだれもがこどもを育てる喜びを実感でき、また、こども・若者が将来こどもを産み育てることに夢や希望を持てるような環境づくりを推進します。



茨木市次世代育成支援行動計画(第5期)とは？



すべてのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、次世代育成支援施策を含む総合的な施策を一層推進していくための計画です。

国の取組

国では、令和5年(2023年)4月に、社会全体でこどもを育てることを目的として「こども家庭庁」が設立されました。

また、令和5年(2023年)4月に「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するために、同年12月に「こども大綱」が定められました。「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

「こども大綱」がめざす“こどもまんなか社会”

～すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

すべてのこども・若者が、「自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」とされています。



子育てを取り巻く環境

我が国では近年、急速な少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化により、待機児童の増加や子育ての孤立感と負担感の増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、国や茨木市では様々な取組を進めています。

少子化

核家族化

地域の
つながりの
希薄化



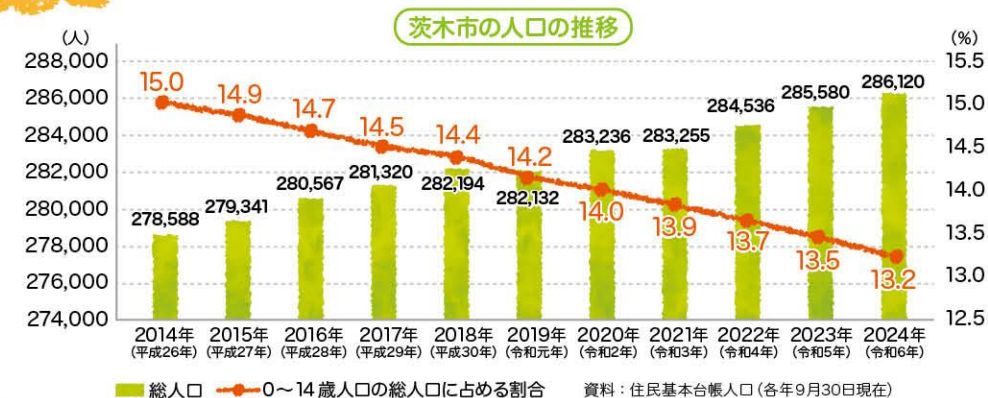
茨木市の取組

令和2年(2020年)3月に「茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)」を策定し、妊娠・出産期から青年・若者期までの切れ目ない支援を総合的、計画的に推進しています。この計画が令和6年度(2024年度)末をもって終了することから、これまでの取組の成果と課題、子育て家庭のこども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とする「茨木市次世代育成支援行動計画(第5期)」を策定しました。

茨木市の
こども・子育て
環境の現状

茨木市の人口は、緩やかながらも年々増加しています。

一方で、年少人口(0～14歳)の総人口に占める割合は年々下降しています。



少子高齢化が
進んでいるね。



計画の策定にあたっては、
たくさんの方から
ご意見をいただきました。

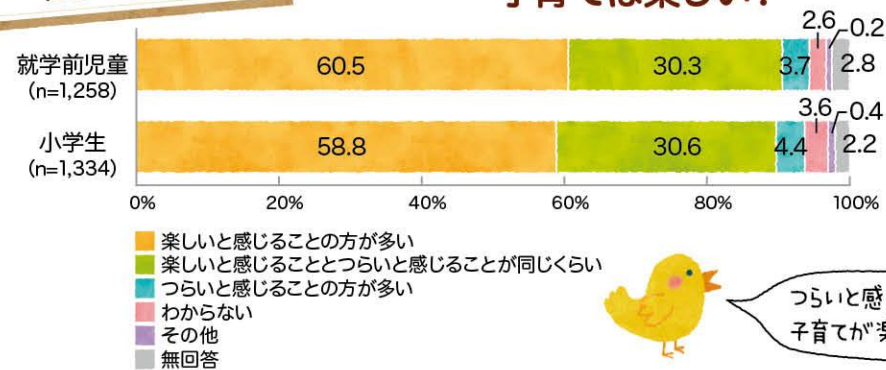
- 市内の就学前児童(0～5歳のこども)をもつ保護者アンケート(1,258件)
- 市内の小学生児童をもつ保護者アンケート(1,334件)
- 市内の小学校高学年・中高生アンケート(717件)
- 市内の19歳～39歳の若者アンケート(564件)
- 市内のこども・若者の居場所でのヒアリング
- 市内のこども・若者・子育て家庭をささえる人などへのヒアリング

次のページで
ご紹介します



保護者のみなさん
にききました。

子育ては楽しい？



子育てを『楽しいと感じる』人が
9割程度、『つらいと感じる』人
は3割程度となっています。



つらいと感じることはあっても、
子育てが『楽しい人』がほとんどだね。

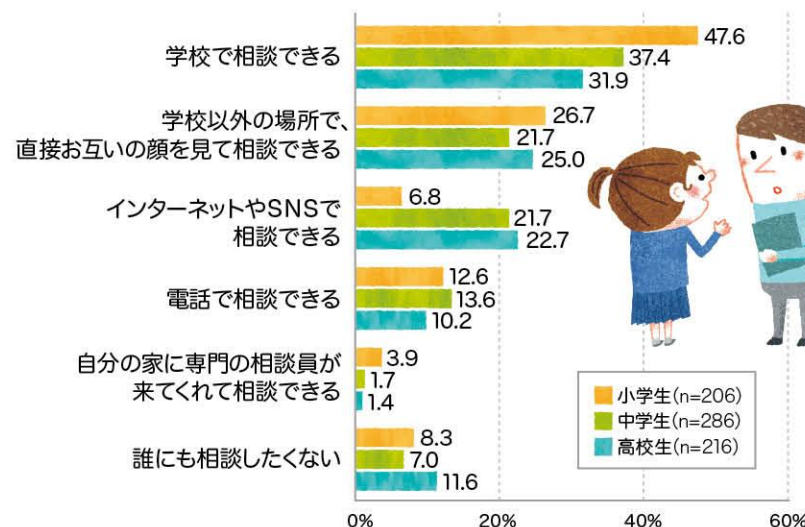
※楽しいと感じる：楽しいと感じることが多い+楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい
※つらいと感じる：楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい+つらいと感じることが多い

小学生・中学生・
高校生
のみなさん
にききました。

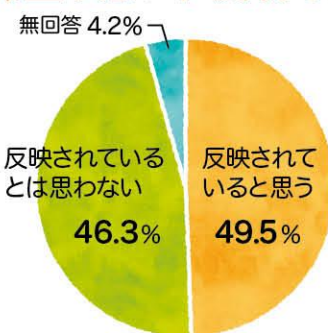
困ったときや悩みごと、どこで相談したい？

「学校で相談」が最も高く、学年が
上がるほど「インターネットやSNS
で相談できる」が高くなっています。

学校以外の相談先も
大切なんだね。



茨木市の取組に自分の
希望や思い、反映できる？

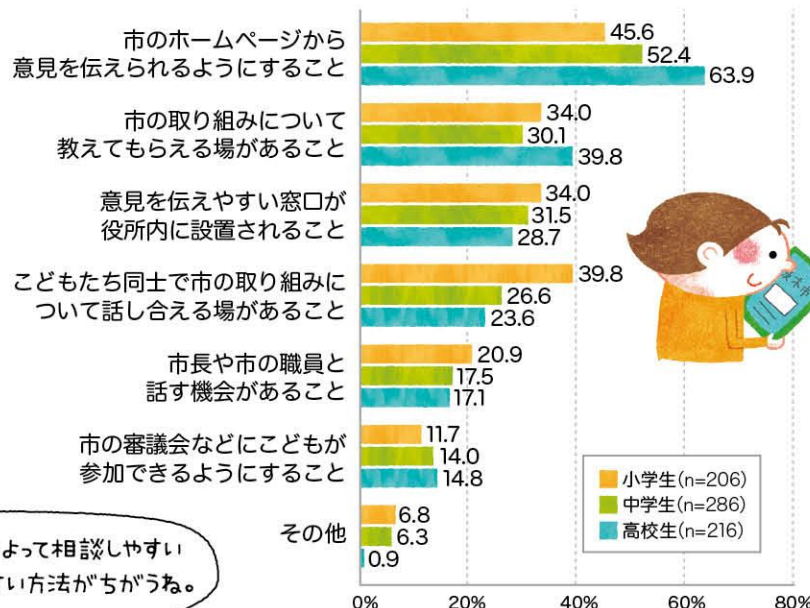


希望や思いが『反映されていると思
う』人は約半数となっています。
希望や思いを伝えるためには、「市の
ホームページから」が高く、学年が
下がると「窓口が役所内に設置され
ること」や「子ども同士で話し合える
場があること」も高くなっています。



子どもたちも、学年によって相談しやすい
場所や意見を出しやすい方法が“ちがう”ね。

希望や思いを伝えるためには
どうしたらいい？



いただいた意見について、市の担当課から回答をもらいました

学校で、興味をもったことに挑戦できる場所や
機会が増えればいいなあ。

学校では、「総合的な学習の時間」を活用して、
子どもたちが興味を持ったこと
を調べたり、体験したりする探究型
の学習に取り組んでいます。

小学校・中学校で一緒に遊べる機会を
つくってほしい！

小学生と中学生が交流することは、とても
意義のあることだと考えますので、今後は
小学校・中学校で一緒に議論したり、活動
したりできる場を考えていきます。

大人から子どもまで、いろいろな人たちが
気軽に交流できる場があればいいなあ。

市民活動の拠点として「おにクル」があります。
「育てる広場」をキーコンセプトとしており、市民のみな
さんと一緒に使い方を考え、実際に使って、変えていくとい
うプロセスを共有しながら、まちづくりを「自分ごと」とし
て捉え、一緒に育てていく場です。

共創のまちづくりに向けて、日々、多彩な活動が展開され、おに
クルを訪れる方に偶然の出会いをもたらすことで、新たな活動を
生み、さらに市全体へと波及していくことを期待し、おにクルに
おける市民参加の取組をすすめていきます。

その他にも、みなさんからたくさんの意見をいただきました。
これからの茨木市のまちづくりに役立ててまいります。ありがとうございました。

この計画がめざすこと

この計画では、こども・若者の今とこれからの最善の利益を保障されながら、地域に支えられ、心身ともに健やかに成長し、未来にわたって本市で活躍するこども・若者の育成をめざします。

みらいをつくるこども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”
～こども・若者の最善の利益をめざして～



世代を超えた横断的視点

社会的な支援が必要なこども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 障害児・医療的ケア児の健やかな育ちの支援
- ③ 児童虐待防止対策の強化
- ④ 外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要なこども・家庭への支援
- ⑤ こどもの貧困の解消に係る対策
- ⑥ ヤングケアラーへの支援

社会全体でこども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり

- ① こども・若者が権利の主体であることの共有
- ② 社会参画や意見表明の機会の充実
- ③ 包括的な支援ネットワークの充実
- ④ 活躍できる機会づくり
- ⑤ 犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもを持ち育てたいと思える環境づくり

- ① ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を図るための職場環境の改善に向けた支援
- ② 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ③ 共働き・共育ての推進



市が取り組んでいくこと

1 ライフステージごとの施策

妊娠・出産期

① 妊産婦の健康保持・増進・支援の充実

すべての妊産婦が安心して妊娠・出産できるよう、妊娠・出産に関する相談・情報提供の充実をはじめ、心身の健康を保持・増進に取り組みます。

② 妊娠・出産期からの切れ目のない保健・福祉の支援（いばらき版ネウボラ）

専門職や地域の関係機関・団体等がつながり、妊娠・出産期から切れ目なく継続的に相談支援を行う体制を整備し、こどもを産み育てることへの不安や負担の軽減を図ります。



就学前期

① こどもの健康保持・増進

発達上の課題に対する不安や悩みの解消など、保護者がこどもの健康を適切に管理できるよう支援します。

② 就学前教育・保育体制の充実

教育・保育の提供体制の充実や、質の高い教育・保育を担う人材の確保・育成など、すべてのこどもが等しく教育・保育を受けられる環境整備に努めます。

③ 子育て支援サービスの充実

保健・福祉・医療・教育など関係分野が連携した総合的な子育て相談支援体制の整備を図り、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

④ 地域ぐるみの子育て支援

地域住民や関係団体等が連携・協働し、地域の連帯感の強化や教育力の向上を図り、次代を担うこども・若者や子育て家庭を地域ぐるみで支え合い・助け合う体制を推進します。



小・中学校期

① 児童・生徒の健康への支援

こどもたちが自身の健康管理について適切に判断し対処できる能力を育成するとともに、生涯にわたり健康な生活が続けられる健やかな体を育みます。

② 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進

こどもの発達や成長段階に応じた、きめ細かな学習の推進などにより、児童・生徒の「生きる力」を育むとともに、個性を生かす教育の充実に努めます。

③ さまざまな悩みに対応する体制の充実

こどもたちが生きづらさを感じることなく、安心して学校生活を送れるよう、こどもたちの悩みに適切かつ可能な限り迅速に対応できる相談体制の充実を図ります。

④ 学校・地域・家庭の連携

こどもたちは地域で育てていくという視点に立ちつつ、学校・家庭・地域が協力・連携し、さまざまな体験・交流活動の充実に努めます。

⑤ 安全で安心な居場所づくり

生きづらさやさまざまな悩みを抱えながら生活しているこども・若者が気軽に相談でき、安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進します。



青年・若者期

① 若者への自立をめざした支援

社会とのつながりを保ちながら自立した生活を送ることができるよう、適切な助言や相談に対応できる体制づくりに取り組みます。

② 就労支援

若者が自分の職業適性や将来の設計について主体的に考え、個々人の資質・能力に応じ、就労を含めたさまざまなチャレンジが図れるよう支援します。

③ 青少年の健全育成

こども・若者が、それぞれがそれぞれの能力を発揮しながら、夢に向かって積極的にチャレンジできるよう、さまざまな交流活動や体験活動を支援します。

2 社会的な支援が必要なこども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり

① ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立を支え、生活の安定を図ることができるよう、生活支援や就業支援、養育費確保に向けた支援、経済的支援など、関係機関と連携した総合的な支援に取り組みます。

② 障害児・医療的ケア児の健やかな育ちの支援

一人ひとりの発達の状況や障害に応じた適切な療育及び教育・保育の推進、福祉サービスの提供を図り、支援を必要としているこどもが、住み慣れた地域で必要な時に必要な支援が受けられる環境づくりに努めます。



③ 児童虐待防止対策の強化

児童虐待の未然防止に努めるとともに、発生時には迅速かつ的確な対応ができる支援体制の充実を図ります。また、地域の見守り活動の推進や育児に悩む保護者への支援など、地域における虐待防止活動の充実を図ります。

④ 外国人など配慮が必要な家庭への支援

外国にルーツのあるこどもが地域で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう必要な支援を実施します。



⑤ こどもの貧困の解消に係る対策

すべてのこどもが等しく夢や希望を持てるよう、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図ります。また、妊娠・出産期から社会的孤立に陥ることのないよう配慮し、安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

⑥ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーなどについて、関係機関・団体との連携のもと、適切な支援に取り組みます。また、ヤングケアラーの孤立を防ぎ、ケアから離れて「ホッ」とできる安心の場の提供を図ります。



4 こどもを持ち育てたいと思える環境づくり

① ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)を図るための職場環境の改善に向けた支援

働く人が、性別や年齢、こどもの有無などに関わりなく、能力を十分に発揮しながら働くことができるよう、子育てしやすい職場環境づくりを促進します。



② 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

誰もが安心して子育てができるよう、それぞれの家庭に適した経済的支援を推進します。また、関係機関との連携を強化し、支援を必要とする人を確実に支援につなげる体制の充実を図ります。



③ 共働き・共育での推進

男女で育児・家事を分担しつつ、子育て期の男女が共に希望に応じたキャリア形成と子育ての両立が可能となるような仕組みを構築します。



3 社会全体でこども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり

① こども・若者が権利の主体であることの共有

こども・若者自身や関わる大人に対して、こども基本法の周知を図るとともに、こどもの教育・養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進を図ります。

② 社会参画や意見表明の機会の充実

それぞれの場面において、こどもが意見を表明する機会を設けるとともに、社会参加や意見表明に必要な情報をこどもへわかりやすく提供します。

③ 包括的な支援ネットワークの充実

子育て支援に取り組む関係団体・機関や地域で活躍する人材との連携の充実を図るとともに、子育て支援のネットワークを広げ、安心してこどもを産み育てていくための環境づくりに取り組みます。



④ 活躍できる機会づくり

一人ひとり異なる長所、特技、才能を持ったこども・若者が成長・活躍できる環境をつくり、地域の担い手としても活躍できるよう取り組みます。

⑤ 犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者と子育て家庭が安全・安心に暮らし、外出できる環境づくりを進めます。また、すべての児童・生徒が、こころのSOSの出し方について学び、相談しやすい環境を整えます。





この計画の「こども」とは？

「こころとからだの発達過程にあるこどもや若者」
としています。

入学や卒業などの年齢に応じた節目で
必要な支援やサポートが途切れてしまわないよう、
生まれてから成長して大人になるまで、
“育ち”の環境を切れ目なくつくっていきます。
また、この計画はこどもや若者のみならず、
その保護者や家族、取り巻く地域社会
すべてを対象とします。

茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）

— 概要版 —

茨木市 こども育成部 こども政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072-620-1625(直通)、072-622-8121(代表)

FAX 072-622-8722

Mail kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp